

近江八幡市住宅用再生可能エネルギー導入補助金



この事業は、ふるさと納税寄付金を活用しています

住宅用太陽光発電システム — 上限 15万円

補助金額 ①、②、③を比較し、いずれか低い額（千円未満端数切捨て）

- ① 発電能力1kWにつき3万円を乗じて得た額
- ② 設置工事に要した費用（消費税含む）から他の補助金（国・県等）を差し引いた額の100分の15に相当する額、又はレンタル費用（年額・消費税を含む）から他の補助金（国・県等）を差し引いた額の100分の15に相当する額
- ③ 15万円

設置要件

- ・新設または増設するシステムの発電能力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方の値）が、1kW以上であること。
- ・電力会社と電力受給契約を結んでいること。
- ・余剰電力が電力会社の配電線に自動的に流れるように配電線と系統連系されていること。
- ・発電システムに使用される設備及び機器類が未使用であること。

蓄電システム — 上限 20万円

補助金額 ①、②を比較し、いずれか低い額（千円未満端数切捨て）

- ① 設置工事に要した費用（消費税含む）から他の補助金（国・県等）を差し引いた額の100分の15に相当する額、又はレンタル費用（年額・消費税含む）から他の補助金（国・県等）を差し引いた額の100分の15に相当する額
- ② 20万円

設置要件

- ・太陽光発電システムと接続され、同システムにより発電される電力を充電及び放電できるもの。
 - ・JIS規格またはIEC規格に準じているもの。
 - ・蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。
 - ・蓄電システムに使用される設備及び機器類が未使用のもの。
- ただし、レンタル契約による設置の場合は、使用済みのものも可。

対象者

- ・市内に居住または所有する住居等の建物に対し、住宅用太陽光発電システムまたは蓄電システムの導入をする方
- ・市税に未納がない方
- ・暴力団員もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと



● 申請の流れ 補助金の交付申請は令和8年2月27日(金)までにしてください。



申請から振込まで1か月半から2か月ほど時間がかかります

● 添付書類

太陽光発電システム

- ☐ 設置工事に係る契約書及び内訳書の写し ☐ 設置費に係る領収書の写し
- ☐ 設置完了後の写真 ☐ 設置場所の地図（新築住宅の場合） ☐ 保証書の写し
- ☐ 設置したシステムが正常に稼働していることが分かる書類
- ☐ 電力会社との電力受給開始日が分かる書類または電力会社への電力需給申込みに係る書類の写し
- ☐ 型式及び出力が分かる（パンフレット等）の写し
- ☐ 不動産の貸主が工事を許可したことが分かる書類の写し（貸主物件の場合に限る。）
- ☐ 国県等の補助金額（見込み）がわかる書類 ※他の補助金を申請する場合

蓄電システム

- ☐ 設置工事に係る契約書及び内訳書の写し ☐ 設置費に係る領収書の写し
- ☐ 設置完了後の写真 ☐ 保証書の写し ☐ 電力会社との発電設備の系統に関する申し込み等の写し
- ☐ 型式及び出力が分かる（パンフレット等）の写し
- ☐ 国県等の補助金額（見込み）がわかる書類 ※他の補助金を申請する場合

上記添付書類と併せて、交付申請書と交付請求書の提出が必要です。
用紙については、環境政策課窓口にてお渡し、市HPでもダウンロード可能です。
何かご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

近江八幡市 市民部 環境政策課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
TEL: 0748-36-5593 FAX: 0748-36-5882
E-mail: 010611@city.omihachiman.lg.jp

補助金の詳細はこちら 

